

平成29年10月26日
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第107号の概要

(法人土地・建物基本調査の変更)

土地・建物に関する関連統計について

	基幹統計調査	一般統計調査
企業	<p>構造統計</p> <p>法人土地・建物基本調査 (国土交通省・5年周期) 【次回：平成30年】</p> <p>◆土地・建物の所有状況、面積、利用状況及び1年間の取引等の実態について、企業を対象に調査</p> <p>今回の諮問対象</p>	<p>動態統計</p> <p>土地動態調査 (国土交通省・年次)</p> <p>◆都道府県別の土地の所有状況、面積、利用状況及び取引等の実態について、企業を対象に調査</p> <p>動態統計</p> <p>土地保有移動調査 (国土交通省・年次)</p> <p>◆売買による所有権移転登記があった土地の購入・売却代金・利用目的について、当該取引当事者である個人、企業の買主・売主を対象に調査</p>
世帯	<p>構造統計</p> <p>住宅・土地統計調査 (総務省・5年周期) 【次回：平成30年】</p> <p>◆住宅の建築の時期、床面積及び土地の面積、利用状況について、世帯を対象に調査 ◆平成29年11月諮問予定（人口・社会統計部会に付託）</p>	<p>構造統計</p> <p>住生活総合調査 (国土交通省・5年周期) 【次回：平成30年】</p> <p>◆居住環境を含めた現在の住まいに対する居住者の満足度等を調査 ◆住宅・土地統計調査の調査対象世帯から調査対象を抽出</p>

法人土地・建物基本調査の概要（前回）

調査の目的

我が国の法人における土地及び建物の所有及び利用並びに土地の取得状況等に関する実態を調査し、その現状を全国及び地域別に明らかにすることにより、土地に関する諸施策その他の基礎資料を得るとともに、広く一般の利用に供することを目的とする。

調査実施機関

国土交通省土地・建設産業局

報告者数

約49万法人（資本金1億円以上及び大土地所有法人は全数、それ以外は標本抽出）
（事業所母集団データベース、土地動態調査から母集団名簿を作成）
【内訳】・ 会社法人：約34万法人（うち資本金1億円以上の会社法人：約3万法人）
・ 会社以外の法人（社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人等）：約16万法人

報告を求める事項

【調査票A】（ストックに関する事項 ⇒ 法人が所有する土地・建物の状況を把握）

①法人について、②土地の所有状況、③建物の所有状況

【調査票B】（フローに関する事項 ⇒ 法人における1年間の土地の取得・売却等の状況を把握）

①土地の取得・売却などの有無、②取得・売却等した土地の面積等（全国計、都道府県別）

調査系統

【国土交通省 - 報告者】

〔調査票A〕

- ・ 会社法人（約34万法人）
- ・ 会社以外の法人（国所管のもの）（約8千法人）

〔調査票B〕

- ・ 資本金1億円以上の会社法人（約3万法人）

【国土交通省 - 都道府県 - 報告者】

〔調査票A〕

- ・ 会社以外の法人（国所管以外のもの）（約15万法人）

調査方法

郵送・オンライン調査

調査周期

5年

基準となる期日、期間・調査の実施期間

基準日：【調査票A・B】平成25年1月1日現在

【調査票B】平成24年1月1日～平成24年12月31日

実施期間：【調査票A・B】平成25年7月上旬～同年9月上旬

法人土地・建物基本調査の利活用

他の統計の基礎資料としての利用

- 国民経済計算（内閣府）の推計（非金融法人企業の支払賃貸料及び対家計民間非営利団体の受取賃貸料の推計等の算定資料）の基礎資料
- 我が国の建築物のうち、法人所有の建築物等について、用途別、構造別、竣工年別、都道府県別等に床面積の総量（ストック量）を推計する「建築物ストック統計」（国土交通省）の基礎資料

行政上の基礎資料としての利用

- 土地税制改正（租税特別措置及び税負担軽減措置）要望等に当たっての土地の利活用等に係る分析の基礎資料
- 人口減少・少子高齢化に伴う低・未利用地の増加を踏まえた有効利用促進のための施策の基礎資料

各種分析の基礎資料としての利用

- 各種審議会、研究会等での基礎資料
- 大学・研究機関・民間シンクタンク、専門誌等の文献・分析研究・レポート等

変更内容（その1）

1 調査票の構成の見直し（調査票の分割）

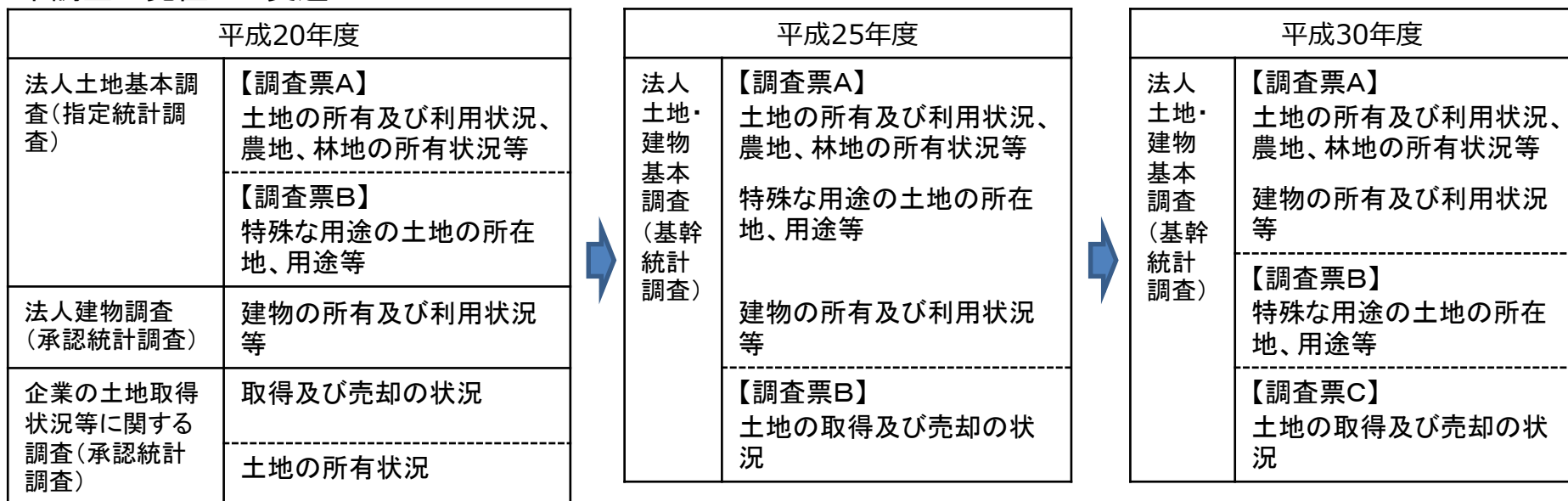
前回調査において調査票Aで把握していた「特殊な用途の土地」を、調査票Bとして分割。

（注）「特殊な用途の土地」：電気業における「送配電施設用地、変電施設用地、発電所用地」、ガス業における「ガス供給施設用地」、「道路用地」等をいう。

〔変更理由〕

- 本調査事項は電気業やガス業等、特定の業種の企業に回答を求めることが念頭に置かれているが、前回調査において調査票を統合したことにより、本来、回答の必要がなかった企業も回答してきたため、記入の明確化を図るため再分割するもの

本調査の見直しの変遷



変更内容（その2）

2 調査事項の見直し

(1) 調査事項の新設

- ・ 調査票 A
 - 「法人の名称」に法人番号を追加
 - 「土地の取得時期」において、土地の「今後の保有等予定」を新設
 - 「土地の利用現況」において、低・未利用地の実態を把握するため、「5年前の利用現況」及び「転換予定」を新設

(2) 選択肢の見直し

① 調査票 A

- 「土地の利用現況」において、「医療施設・福祉施設」を追加、「工場・倉庫」を「工場」と「倉庫」に分割
- 「建物の利用現況」において、「医療施設・福祉施設」を選択肢に追加

② 調査票 B（従来は調査票 Aの一部）

- 「土地の用途」において、「水路用地」を選択肢に追加

(3) その他

・ 調査票 A

- 報告者負担を軽減するための調査票様式の見直し

※ 調査票 C（従来は調査票 B）は特に変更はない。

※※ 上記調査事項の変更に伴い、集計事項にも変更が生じる。

前回答申時（注）の「今後の課題」と確認事項

（注）諮問第46号の答申 法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）について（平成24年12月21日付け府統委第114号）

1 土地及び建物の利用状況の選択肢の分割や新設

3調査（注：法人土地基本調査（基幹統計調査）、法人建物調査（一般統計調査）、企業の土地取得状況等に関する調査（一般統計調査））の統合により、土地と建物の結びつきが正確に把握できるようになることから、土地及び建物の利用状況の選択肢の分割や新設について、次回調査計画（平成30年）の企画時期までに結論を得る。

確認
事項

今回、報告を求める事項の変更を計画しており、対応が十分か確認する。
（なお、国土交通省は、今回の変更計画の内容の妥当性を検証するため試験調査を実施していることから、その結果も併せて確認する。）

2 パネルデータの作成

①パネルデータ（同一の対象を継続的に観察し記録したデータ）の政策への活用、②パネルデータ分析の手法について、パネルデータの作成及びそれに基づく分析に知見を有する専門家から意見を聞くなどにより、次回調査計画（平成30年）の企画時期までに結論を得る。

確認
事項

現在、平成25年の本調査と平成26年以降に実施した土地動態調査（一般統計調査）の調査対象企業についてのパネル化を実施しているが、対応が十分か確認する。